

会員通知 第69号
平成25年10月9日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明

空売り規制の総合的な見直しに伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、「業務規程」等の一部改正を行い、平成25年11月5日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、平成25年11月5日に施行される、空売り規制の総合的な見直しに伴い、本所における、空売り価格規制の基準価格を規定するなど、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. 空売り価格規制の基準価格について

空売り規制の総合的な見直しの施行後は、当日の価格規制について、金融商品取引法施行令第26条の4第1項第1号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第12条第5項に基づき、空売りに係る銘柄について、前日終値等を基礎として算出される基準価格から10%以上低い価格で約定が発生した場合に価格規制が適用されるという、所謂トリガー型の価格規制が導入されます。

当該空売り価格規制の基準価格について、本所においては、当日の呼値の制限値幅の基準値段と同じ値段とすることとし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第12条第5項に基づき、業務規程にその旨を定めることとします。

2. その他

その他所要の改正を行います。

II. 施行日

平成25年11月5日から施行します。

以上

空売り規制の総合的な見直しに係る業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	7
3. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	8
4. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	9
5. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	10

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。以下「取引規制府令」という。）第11条第1項に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）<u>第10条各号</u>に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～11 (略)</p>
<p><u>(空売り価格規制の基準価格)</u></p> <p>第16条 <u>取引規制府令第12条第5項の規定により本所が定める価格（以下「基準価格」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 株券（株券、新株予約権証券及び投資信託受益証券をいう。以下この項において同じ。）</u></p> <p><u>次のa及びbに掲げる場合の区分に従い、当該a及びbに掲げる値段とする。ただし、配当落等の期日（第24条第1項に規定する配当落等の期日をいう。以下この項において同じ。）</u>、第24条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日又は第25条に規定する取得対価の変更期日の基準価格は、</p>	<p>(新設)</p>

別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」により算出した値段とする。

a 前日に約定値段がある場合（本所が定めるところにより気配表示が行われている場合を含む。）

前日の当該銘柄の最終値段（本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下この項において同じ。）

b 前 a 以外の場合その他本所が同 a に規定する最終値段によることが適当でないと認めるとき

本所がその都度定める値段

(2) 債券

日本証券業協会が公表する売買参考統計値。ただし、同協会が当該売買参考統計値を公表しない場合又は本所が当該売買参考統計値によることが適当でないと認める場合は、本所がその都度定める。

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

第 1 号本文の規定を準用する。ただし、第 25 条に規定する行使条件の変更期日の基準価格及び期中償還請求権の権利落期日（第 25 条の 2 に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日をいう。以下この項において同じ。）の基準価格は、本所がその都度定める。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、株券（本所、国内の他の金融商品取引所において上場されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の初値決定日並びに事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割

をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)及び株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定日における基準価格は、次の各号に定めるところによる。

(1) 直接上場銘柄については、初値とする。

(2) 人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄については、権利落後始値とする。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における基準価格は、本所がその都度定める。

第17条から第20条まで 削除

(立会外分売に関する制約)

第36条 (略)

2 正会員は、本所が分売要領を発表する以前に、当該分売について買付けの勧誘を行ってはない。ただし、当該分売に係る有価証券の発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合における当該公開内容又はその旨を本所に通知し、かつ、本所が電磁的方法(取引規制府令第56条第2項に規定する電磁的方法をいう。)により当該通知内容を公衆の縦覧に供した場合における当該通知内容に基づく買付けの勧誘は、この限

第16条から第20条まで 削除

(立会外分売に関する制約)

第36条 (略)

2 正会員は、本所が分売要領を発表する以前に、当該分売について買付けの勧誘を行ってはない。ただし、当該分売に係る有価証券の発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合における当該公開内容又はその旨を本所に通知し、かつ、本所が電磁的方法(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第56条第2項に規定する電磁的方法をいう。))により当該通知内容を公衆の縦覧に供した場合における当該通知内容に

りではない。

付 則

この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。

別表 配当落等における空売り価格規制の基準
価格算出に関する表 (新設)

1 株券（第16条第1項第1号関係）

(1) 配当落

a 金銭の配当の場合

$$\text{基準価格} = \text{配当付最終値} - \text{配当金額}$$

b 前a以外の場合

本所がその都度定める。

(2) 権利落（新株落）

a 株式分割の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

$$\text{基準価格} = (\text{権利付最終値} - \text{配当金額}) \times \text{分割比率}$$

(b) 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準価格} = \text{権利付最終値} \times \text{分割比率}$$

b 株式無償割当て（当該株券に係る株式
と同一の種類の株式が割り当てられる
ものに限る。）の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

$$\text{基準価格} = \frac{\text{権利付最終値} - \text{配当金額}}{1 + \text{新株割当率}}$$

(b) 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準価格} = \frac{\text{権利付最終値}}{1 + \text{新株割当率}}$$

c 有償増資（併行増資を含む。）の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

$$\text{基準価格} = \frac{\text{権利付最終値} - \text{配当金額} + \text{新株払込金額}}{1 + \text{新株割当率}}$$

基づく買付けの勧誘は、この限りでない。

(b) 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準価格} = \frac{\text{権利付最終値} + \text{新株払込金額}}{1 + \text{新株割当率}}$$

d その他の場合

本所がその都度定める。

(3) 株式併合

a 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と同時の場合

$$\text{基準価格} = (\text{株式併合前最終値} - \text{配当金額}) \div \text{併合比率}$$

b 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と異なる場合

$$\text{基準価格} = \text{株式併合前最終値} \div \text{併合比率}$$

(4) 権利落（新株予約権無償割当て（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。））

(2) cの規定を準用する。この場合において、同c中「新株落」とあるのは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」とそれぞれ読み替える。

(5) 取得対価の変更

本所がその都度定める。

2 投資信託受益証券

第1項の規定は、投資信託受益証券について準用する。

(注1) 算出した基準価格に呼値の単位に満たない端数金額が生じた場合には、これを四捨五入等する。

(注2) 配当付最終値及び権利付最終値とは、配当落及び権利落となる日の前日の当

該銘柄の最終値段（本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）をいう。

（注3）株式併合後の株券の売買開始の期日とは、第24条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日をいう。

（注4）株式併合前最終値とは、株式併合後の株券の売買開始の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。

（注5）配当金額は次のとおりとする。

（1） 当期の配当金額が確定していない場合

前期配当金額とする。ただし、配当金額につき変更等が予想される場合には、当該銘柄の発行者への照会により確認（優先株について配当金額が累積されている場合は当該銘柄の発行者からの通知により確認）された当期の配当金額によるものとする。

（2） 当期の配当金額が確定している場合

当期配当金額とする。

（注6）新株払込金額は、旧株1株に対する新株の払込金額とする。

（注7）新株予約権の行使に際して払い込む金額は、新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額に新株予約権の行使により交付される株式の数を乗じて算出する金額とする。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 空売りを行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号。以下「<u>取引規制府令</u>」という。) 第11条第1項に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、<u>取引規制府令第15条第1項各号に規定する取引であるか否かの別を</u>、正会員に対し明らかにするものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。</p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 空売りを行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号) <u>第10条各号</u>に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令14条各号に掲げる取引であるか否かの別を</u>、正会員に対し明らかにするものとする。</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(気配表示)</p> <p>第 1 1 条 規程第 1 2 条第 2 項第 4 号及び第 5 項<u>かっこ書、同第 1 6 条第 1 項第 1 号 a かっこ書、同第 3 3 条かっこ書、同第 3 6 条第 1 項かっこ書並びに同別表「<u>配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表</u>」の(注 2) かっこ書</u>に規定する気配表示は、呼値に関する規則第 9 条に規定する特別気配表示及び同第 1 0 条に規定する連続約定気配表示とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 2 5 年 1 1 月 5 日から施行する。</p>	<p>(気配表示)</p> <p>第 1 1 条 規程第 1 2 条第 2 項第 4 号及び第 5 項かっこ書、同第 3 3 条かっこ書<u>並びに同第 3 6 条第 1 項かっこ書</u>に規定する気配表示は、呼値に関する規則第 9 条に規定する特別気配表示及び同第 1 0 条に規定する連続約定気配表示とする。</p>

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条第1項各号に<u>規定する取引</u>であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に<u>掲げる取引</u>であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債券 <u>日本証券業協会が公表する売買参考統計値。</u> <u>ただし、同協会が当該売買参考統計値を公表しない場合又は本所が当該売買参考統計値によることが適当でないと認める場合は、本所がその都度定める。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債券 <u>前日の当該銘柄の最終値段とし、前日に約定値段がない場合は、本所がその都度定める。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。</p>	
<p>別表 基準値段算出に関する表</p> <p>1 基準値段の算出については、次の算式による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 権利落(新株落)</p> <p>a～c (略)</p> <p>d その他の場合 <u>本所がその都度定める。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5) 取得対価の変更</u> <u>本所がその都度定める。</u></p> <p>2 <u>投資信託受益証券</u> <u>第1項の規定は、投資信託受益証券について準用する。</u></p>	<p>別表 基準値段算出に関する表</p> <p>1 基準値段の算出については、次の算式による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 権利落(新株落)</p> <p>a～c (略)</p> <p>d その他の場合 <u>本所がその都度定める</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) 投資信託受益証券</u> <u>第1号、第2号の規定は、投資信託受益証券について準用する。</u></p> <p><u>(6) 取得対価の変更</u> <u>本所がその都度定める</u></p> <p>(新設)</p>

(注1) 算出した基準値段に呼値の単位に満たない端数金額が生じた場合には、これを四捨五入等する。

(注2) 配当付最終値及び権利付最終値とは、配当落及び権利落となる日の前日の当該銘柄の最終値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)をいう。

(削除)

(注3) 株式併合後の株券の売買開始の期日とは、業務規程第24条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日をいう。

(注4) 株式併合前最終値とは、株式併合後の株券の売買開始の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。

(注5) 配当金額は次のとおりとする。

(1) 当期の配当金額が確定していない場合

前期配当金額とする。ただし、配当金額につき変更等が予想される場合には、当該銘柄の発行者への照会により確認(優先株について配当金額が累積されている場合は当該銘柄の発行者からの通知により確認)された当期の配当金額によるものとする。

(新設)

(注1) 配当付最終値および権利付最終値とは、配当落および権利落となる日の前日の当該銘柄の終りの約定値段をいう。

(注2) 配当金額は次のとおりとする。

(1) 当期の配当金額が確定していない場合

前期配当金額とする。ただし、配当金額につき変更等が予想される場合には、当該銘柄の発行会社への照会により確認(優先株について配当金額が累積されている場合は当該銘柄の発行会社からの通知により確認)された当期の配当金額によるものとする。

(2) 当期の配当金額が確定している場合
当期配当金額とする。

(新設)

(注3) 株式併合前最終値とは、株式併合後の株券の売買開始日の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。

(新設)

(2) 当期の配当金額が確定している場合
当期配当金額とする。

(注6) 新株払込金額は、旧株1株に対する
新株の払込金額とする。

(注7) 新株予約権の行使に際して払い込む
金額は、新株予約権の行使により交付される
株式1株あたりの払込金額に新株予約権の
行使により交付される株式の数を乗じて算
出する金額とする。

(削除)

(注4) 新株払込金額は、旧株1株に対する
新株の払込金額とする。

(注5) 新株予約権の行使に際して払い込む
金額は、新株予約権の行使により交付される
株式1株あたりの払込金額とする。

2 以上に定めるもののほか、その他の場合にお
ける基準値段は、本所がその都度定めるものと
する。